

ページ	該当箇所		訂正内容
36	【No.1】 選択肢 2. 問題文	誤	建築基準法第3条第2項の規定により同法第48条第1項から第14項までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合において、当該用途の変更が政令で定める範囲内であるものについては、同法第48条第2項から第14項までの規定を準用しない。
		正	建築基準法第3条第2項の規定により同法第48条第1項から第14項までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合において、当該用途の変更が政令で定める範囲内であるものについては、同法第48条第1項から第14項までの規定を準用しない。